

# 三菱UFJ年金ニュース

平成20年1月4日 No.87

発行元：三菱UFJ信託銀行 受託財産企画部 年金業務室 年金企画グループ

|    |      |      |      |      |     |
|----|------|------|------|------|-----|
| 制度 | 確定給付 | 厚生基金 | 適格年金 | 退職金  | その他 |
| 内容 | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |

## 厚労省通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」等の発出について(速報)

～主に厚生年金基金のお客様向けのご案内です。

➤ 12月28日に以下の通知、事務連絡が発出されておりますのでお知らせいたします。

1. 厚生労働省年金局長 通知  
「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」(平成19年12月28日 年発1228001号)
2. 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 通知  
「厚生年金基金における裁定請求を行っていない者に係る改善計画について」(平成19年12月28日1228001号)
3. 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課課長補佐 事務連絡  
「被保険者原簿と加入員原簿の突き合せ等に係る当面の進め方について」(平成19年12月28日)

### 1.の「年金局長 通知」の要旨

- ◇ 「社保庁の被保険者原簿と基金の加入員原簿の突き合せ(以下「記録突合」)」、「加入員等に対する記録等の提供(いわゆる“ねんきん定期便”的な通知)」、「裁定請求勧奨」、「住所管理」のために必要となる経費の取扱いを示しています。
- ◇ これら経費の取扱いについて、通知「厚生年金基金の財政運営について」別紙財政運営基準第7の4の(1)のエ(以下「財政運営基準」)を引用しつつ、以下の2点を示しています。
  - 平成20年度及び平成21年度に支出するものに限り、年金経理から業務経理への繰入れに際しての「その他の経費」に該当すること
  - 財政運営基準中、「その他の経費」の“限度額”に関する規定は適用されないこと

「年金経理から業務経理への繰入れ」が可能な基金は、財政運営基準により、財政状態が良い基金に限られていることに留意が必要です。

型基金の業務委託費及び型基金の機械処理経費を含め、予算変更を行うことでの対応も想定されます。

## 2.の「企業年金国民年金基金課長 通知」の要旨

- ◇ 10月から11月にかけて実施された「厚生年金基金の年金の実態調査について」の取り纏めとして、昨年12月28日に開催された企業年金研究会で公表された「厚生年金基金の調査結果」を還元。  
未請求者(喪失者)等の実態についての計数を取り纏めている。
- ◇ 「厚生年金基金の調査結果」で明らかになった未請求者の問題について、各厚生年金基金に対して、平成20年3月31日までに「改善計画」を提出するよう求めています。

## 3.の「企業年金国民年金基金課課長補佐 事務連絡」の要旨

- ◇ 記録突合や裁定請求の勧奨、住所届出の制度化、2.の通知の改善計画の提出等に関し、スケジュールを示し、所要の準備を進めるよう、指示する内容となっています。具体的なスケジュールは次のとおり。
  - 平成20年1月
    - ・記録突合に関する実施要領案提示
    - ・住所届出の制度化及び住所管理案提示
    - ・社保庁からの住所情報の提供に係る実施要領案提示
  - 平成20年2月
    - ・各基金にて「裁定請求を行っていない者に係る改善計画」の策定
    - ・各基金にて必要に応じ、突き合せ・住所管理のための予算計上  
注意書きで、「各基金の実情に応じ予算又は決算の代議員会において計上」としており、予算変更を認めることを示唆
  - 平成20年3月
    - ・記録突合に関する実施要領(通知)発出
    - ・住所届出の制度化及び住所管理に係る省令・通知改正
    - ・社保庁からの住所情報の提供に係る実施要領(通知)発出

2.の通知の対応。  
未請求者の住所把握が「改善計画」対応のポイントになると考えられます。

予算計上に際しては、1月の実施要領案等の確認を行ったうえで、予算策定を行う必要があると考えられます。

- 弊社では、おって明らかになる予定の実施要領案等を確認しつつ、お客様への速やかな情報発信に努めてまいります。